

東大阪市版 AI オンデマンド乗合ライドシェア 運行業務委託事業者募集要項

1. 事業の目的

本業務は、東大阪市が道路運送法第 78 条第 2 号に基づき AI オンデマンド交通システムを用いて実施する自家用有償旅客運送の社会実験において、車両の運行及び運行管理を行うことを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

東大阪市版 AI オンデマンド乗合ライドシェア

(2) 事業内容

東大阪市版 AI オンデマンド乗合ライドシェア運行業務委託仕様書（以下仕様書）のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、双方合意の上、期間を延長できる（令和 10 年 3 月 31 日を限度とする）。

契約締結日から運行開始日までは準備期間とする。

(4) 実施場所

別紙のとおり。

(5) 本市積算運賃額

大人 1 乗車あたり 600 円

(6) 最低運賃額

大人 1 乗車あたり 300 円

3. 参加資格

提案書類提出時点において以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号八に基づく一般乗用旅客自動車運送事業許可（福祉輸送事業限定を除く）を受け、当該許可に係る営業所が東大阪市内に所在すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 国税、府税及び市税の滞納がないこと。

- (7) 商法(明治 32 年法律第 48 号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (9) 応募時点で（1）に規定する事業を引き続き 2 年以上継続している者。

4. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者が、提案書提出までに以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提案者が 3. 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が提出期限までに書類が提出されない場合（質問書を除く）
- (3) 提出書類に不備がある場合（質問書を除く）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 本件に関して、本書に定める以外の方法により、本市職員に直接又は間接の連絡を求めた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5. スケジュール

No.	内容	日時	提出方法・備考
1	公募開始	令和 7 年 5 月 26 日（月）	—
2	質問受付期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）	17 時 30 分までメールにて受付
3	質問への回答	令和 7 年 6 月 3 日（火）	ホームページにて公開
4	参加申込書提出期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）	郵送または持参にて受付
5	提案書類提出日時及び場所の通知	令和 7 年 6 月 6 日（金）	メールまたは FAX にて通知
6	提案書類提出・契約事業者順位決定	令和 7 年 6 月 11 日（水）	—
7	書類審査		審査終了後、メールにて決定事業者へ通知

参加申込書については、提出方法にかかわらず、締切日の 17 時 30 分必着とする。

持参にて提出の場合、平日の 9 時から 17 時 30 分までの間に持参すること。

（ただし、12 時から 12 時 45 分の間を除く）

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールまたは FAX での受付とする。

件名を「東大阪市版 AI オンデマンド乗合ライドシェア 運行业務委託に関する質問（事業者名）」とし、「質問書」に必要事項を記入の上、交通戦略室に提出すること。

また送信後、交通戦略室に対し電話連絡により到達確認を行うこと。

(2) 提出期限

「5. スケジュール」のとおり。

(3) 提出先

「12. 担当部署」のとおり。

(4) 回答方法

交通戦略室のホームページにて回答する。

回答日は「5. スケジュール」のとおり。

※本市において意図を変えない範囲で質問内容を編集し、回答を行う場合もある。

(5) 留意事項

- ・ 電話、FAX、メール、口頭等による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。
- ・ 質問無き場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

7. 参加申込書

本件に参加しようとする者は、以下の書類を郵送または持参により提出すること。

(1) 提出書類（1部提出すること）

No.	提出書類名	備考
1	参加申込書	

(2) 受付期限

「5. スケジュール」のとおり。

(3) 提出先

「12. 担当部署」のとおり。

(4) 辞退

参加申込書の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「辞退届」を郵送または持参により提出すること。

8. 提案書類提出

(1) 実施日

「5. スケジュール」のとおり。

(2) 実施時間・場所

本市から「参加申込書」記載のメールアドレスまたは FAX 番号へ送付する。送付日は「5. スケジュール」のとおり。

(3) 提出書類 (各 1 部提出すること)

No.	提案書類名	備考
1	提案書	
2	暴力団排除に関する誓約書	
3	印鑑証明書 (発行後 3 か月以内) (※)	
4	直近の納税証明書(国税)様式その 3 の 3(※)	税務署で発行
5	直近の納税証明書(市税)滞納がない証明書(※)	納税課で発行
6	法人登記簿謄本 (発行後 3 か月以内) (※)	
7	直近の決算報告書(貸借対照表・損益計算書) (※)	直前 1 年以上分
8	一般乗用旅客自動車運送事業許可証の写し(※)	

(※)No.3～8 については東大阪市財務規則 (以下、「規則」という。) 第 8 6 条及び第 8 8 条に基づく令和 6・7・8 年度入札参加有資格者名簿に登載があるもので、当該登載の申請時に契約課に提出済みのものは提出不要。

(4) 提案運賃額

「大人 1 乗車あたり運賃」について、本市積算運賃額以下、最低運賃額以上の金額を提案すること。

提案運賃額については 100 円単位で記入すること。

社会実験の継続が可能な見積に基づく運賃額を記載することとし、社会実験期間中の最高額の提案すること。

また、想定利用者数は過去に実施した社会実験時の実績より、1 日あたり大人 52 人・子ども 1 人とする。

(5) 提案書の作成

本市指定の提案書を用い、必要事項を記載して提出すること。

(6) 提案書の失格

以下の提案書は失格とする。

- ・記載内容が訂正されているもの
- ・鉛筆等、記載内容を容易に変更できる方法で記載されているもの
- ・内訳欄の収入計・支出計の金額が内訳合計と一致しないもの
- ・運賃収入が支出計を上回っているもの
- ・運賃収入に示す運賃単価が見積額と一致していないもの

9. 事業者の決定

(1) 決定方法

「8. 提案書類提出 (4) 提案運賃額」の記載内容を満たす金額の最低額を見積り、かつ市

の書類審査を通過した事業者を決定事業者とする。最低額が複数者いる場合はくじ引きによる抽選で順位を決定する。

10. 契約の締結

- (1) 決定事業者は速やかに契約を締結すること。

11. 留意事項

- (1) 提案書の作成等提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 審査内容、結果についての異議は認められない。
- (4) 提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。契約事業者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切責任を負わない。
- (5) 書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。
- (6) 「参加申込書」「辞退届」「提案書」に押捺する「本市届出印」について、令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿に登載がない事業者については、実印(「8. 提案書類提出(3) 提出書類 No.3 印鑑証明書」と同じ印影のもの)を使用すること。

12. 担当部署

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市本庁舎13階

東大阪市交通戦略室 担当：只熊・川畑

TEL：06-4309-3216 / FAX：06-4309-3831

E-Mail：kotsusenryaku@city.higashiosaka.lg.jp